

全養協通信

平成21年9月2日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

〒100-8980 TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509

<http://www.zenyokyo.gr.jp>

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設に直送しています。

国の動き

1. 厚生労働省・平成22年度予算概算要求公表（8月27日）

厚生労働省は8月27日、平成22年度予算の概算要求を公表しました。総選挙の結果、政権交代により予算編成方針も変わることを前提において現状をお知らせします。

一般会計の要求額は26兆4,133億円で、平成21年度当初予算比5.0%増（1兆2,565億円）。5%台の増は平成17年度要求以来で、これは社会保障費の伸びを2,200億円抑制する方針が撤回されたことなどによるものです。

また、年金・医療等に係る経費等、特定の経費に関連して、新たな安定財源が確保された場合の取扱いについては、予算編成過程で検討することとしています。

雇用均等・児童家庭局関係の概算要求は、局合計で1兆336億円で、21年度予算比5.3%（521億円）増。「人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進、仕事と生活の調和と公正かつ多様な働き方の実現」を掲げ、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（平成19年12月）等において示された「仕事と生活の調和の実現」、「子育てを支援する社会的基盤の構築」の2つの課題を「車の両輪」として取り組むとともに、「新待機児童ゼロ作戦」や、新たな「子ども・子育て応援プラン（後期プラン）」の策定とその実現に向けた総合的な少子化対策を推進するとしています。

児童養護施設に関係する主な概算要求内容は次のとおりです。詳細は別添の「平成22年度家庭福祉対策関係予算概算要求の概要」（全養協複製版）をご参照ください。

○小規模グループケアの推進

- ・平成16年策定「子ども・子育て応援プラン」にもとづいた整備目標（645か所→703か所）

○自立応援（支援）費の創設 【新規】

- ・児童養護施設等へ措置されている子どもの自立及び就業支援の一助として、普通自動車運転免許等の取得に係る費用の一部を支弁。就職・自立にかかわる資格等の取得も想定。

○児童養護施設における看護師の配置の拡充

- ・医療的ケアが必要な子どもが入所している児童養護施設を対象に、看護師の配置を拡充。

○児童家庭支援センター事業の拡充

- ・センターの設置、ならびに心理療法担当職員の常勤化を推進。

○施設整備費の交付対象の拡大

- ・次世代育成支援対策施設整備交付金について、おおむね6名程度の小規模なグループケアを実施する際の整備について加算対象とする。

上記以外の項目は、既存施策維持の概算要求となっています。

2. 新型インフルエンザ対策のさらなる充実を

◆新型インフルエンザが流行入り

8月19日、厚生労働大臣は記者会見で新型インフルエンザの流行入りを宣言し、国民に感染防止対策の自覚と実践を呼びかけました。

また8月21日には、国立感染症研究所が流行の状況を報告し、注意を喚起しました。これによると、全国約5,000か所の定点医療機関からの報告数が1.69人となり、流行開始の目安である1人を上回ったということです。全国では、8月16日までの1週間に11万人が医療機関を受診したとみられ、7月以降6週連続で増加が続いていることになります。

新型インフルエンザを原因として休業・休校や学級閉鎖などの措置を取った保育所や幼稚園、小中学校、高校は、8月16日から22日までの1週間に全国8県・77施設にのぼり、新学期に学校で感染が急拡大する可能性もあります(8月26日・厚生労働省発表)。さらに、厚生労働省は8月28日に新型インフルエンザの今後の患者数の推計を公表しましたが、それによると発症のピーク時には1日約76万人と想定され、約4万6千人が入院するとしています。

こうしたことから、各施設におかれましても、施設内感染の防止のための対策をさらにすすめていただきますようお願いいたします。

全養協では、全乳協、全母協、全保協、保育士会と協働で、現在、協議員ならびに感染地域の施設(一部を抽出)に今後の対応をすすめるためのアンケート調査を実施しています。対象施設のみなさんには大変お手数をおかけしますが、提出にご協力をお願いいたします。

◆厚生労働省、サーベイランスへの協力を依頼する通知を発出

新型インフルエンザに関して、8月25日付で厚生労働省社会福祉施設所管5課は連名で事務連絡を発出しました。これは同日付で新型インフルエンザ対策推進本部事務局から各都道府県衛生主管部宛発出された新型インフルエンザのクラスターサーベイランス(集団発生監視)体制の改正通知を福祉部局にも周知し、その徹底を求めたものです。

社会福祉施設の施設長についても「インフルエンザ様の症状を呈する者」が発生し、一定の条件に合致する場合は保健所に迅速に連絡することとされています。

対応の流れは、別添通知の「新型インフルエンザ対策推進本部事務局発事務連絡」の別添1ー別紙2を参照してください。

全養協の動き

3. 制度政策課題を検討する「ワーキンググループ」検討開始 ～制度政策部を中心に、課題を整理予定～

全養協通信No.211(8月12日発行)でご案内のとおり、全養協は、今年度事業計画の重点事業にある「ケア単位の小規模化、職員等配置基準の見直しに向けた取り組み」について、制度政策部にワーキンググループを設置し、検討がはじまりました。

1. 「ケア単位の小規模化プロジェクト」

ケア単位の小規模化に向けた現状分析、推進方策の検討

◆第1回ワーキンググループ（8月19日開催）での議論・方向性

<議論>

- ・ 児童養護施設の機能をどのように重層化するかが、ケア単位の小規模化を進めるためのポイント（入所システム、地域化、ケースワーク）。子どものプロセスを同時に考えることが必要。
- ・ 社会的養護を子育て支援にビルトインしていくことが必要。そこからケア単位の小規模化を論じることで、在宅支援の機能に結びつく。
- ・ ケア単位の小規模化がいかなるものか、全養協が22年度予算要望で提案した、ケア単位の小規模化モデル事業を実施する必要性がある。

<今後の方向性>

- ・ ケア単位の小規模化を進めるための課題整理・政策提言を具体的に協議する。
- ・ 現状調査（実施施設の取り組み・子どもの生活の変化等について）を実施する。
- ・ 次回ワーキンググループには、児童養護施設の居住環境を研究している学識者を招き、議論を進める。

〔次回開催予定 9月17日〕

2. 「児童養護施設のあり方検討プロジェクト」

国実施調査等の分析、施設機能の見直しや機能強化、措置費や最低基準等の検討

◆第1回ワーキンググループ（8月31日開催）での議論・方向性

<議論>

- ・ 児童養護施設のモデル、あり方を提示しなければ、職員配置の問題も示すことができない。
- ・ 全養協の近未来像（平成7年）、近未来像Ⅱ（平成14年）の方向性と、近年の全養協の「養育のあり方」特別委員会等を参考として、これらの養育を進めるために「職員がこれだけ必要」との方向性を示していくことが現実的。厚生労働省が今後発表するタイムスタディ調査の結果をふまえ、全養協としても考え方を提示することができる。

<今後の方向性>

- ・ 次の論点で、課題整理を進める。
 - ①近未来像Ⅱをふまえた、児童養護施設、情短施設、乳児院の役割とあり方
 - ②措置費、給与体系
 - ③求められる養育、あるべき姿（全養協・全社協の研究報告等をふまえ）
 - ④職員配置のあり方
 - ⑤専門機能強化型児童養護施設（東京都）等の考え方の整理

〔次回開催予定 9月17日〕

4. 「第63回全国児童養護施設長研究協議会」に参加を! ～開催要綱・参加申込書をお送りしています～

全養協では、10月28日(水)～30日(金)の3日間、宮城県松島町を会場に、第63回全国児童養護施設長研究協議会を開催します。

総テーマは「社会的養護体制における施設機能の拡充に向けて」、サブテーマは「児童養護施設の向かう先」です。現在国で進められている社会的養護の拡充・見直しに向けた調査や検討、および4月から施行された児童福祉法等一部改正をふまえた入所時児童の権利侵害防止等に向けて、児童養護施設のあり方を協議します。

大会開催要綱・参加申込書等は、すでに各施設にお送りしておりますので、ぜひ参加を検討ください。全養協ホームページからもご覧いただけます。

全養協ホームページ <http://www.zenyokyo.gr.jp/>
「トップページ」→「新着情報(大会・研修会など)」→「大会開催要綱」

5. 平成22年度「児童福祉週間」の標語を募集

毎年5月5日の「こどもの日」から1週間は「児童福祉週間(5月5日～5月11日)」です。毎年、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種行事が行なわれていますが、来年度の児童福祉週間に向けて、その象徴となる標語を募集しています。

募集の詳細については、(財)こども未来財団のホームページをご覧ください。

- ◆募集期間 平成21年9月1日(火)～10月15日(木)
- ◆募集内容 元気で頑張る子どもたちを応援する標語や未来に向けての子どもたちからのメッセージとなる標語。
- ◆主催 厚生労働省、(社福)全国社会福祉協議会、(財)こども未来財団

こども未来財団ホームページ <http://www.kodomomir aizaidan.or.jp/>
「トップページ」→「公募」→「児童福祉週間」

6. 全養協・今後の会議等予定

【 】は所管部

- 9月2日 【総務部】倫理綱領策定ワーキング（第1回）
- 9月7日 【総務部】総務部会（第2回）
- 9月9日 【研修部】第32回松島賞運営委員会
- 9月14日 全養協特別委員会（第1回）
※ 昨年開催した「児童養護施設における事件・事故の検証、対応のあり方検討委員会」を、今年度に引き継いで開催します。
- 9月15日 児童福祉種別協議会会長会議
- 9月17日 【制度政策部】ケア単位の小規模化プロジェクト・ワーキング（第2回）
【制度政策部】児童養護施設のあり方検討プロジェクト・ワーキング（第2回）
- 9月24日 【調査研究部】調査研究部会（第2回）
- 9月25日 全養協ブロック協議会会長会議（第1回）
全養協常任協議委員会（第4回）
- 10月5日 季刊児童養護編集委員会（第3回）

- 10月28日～30日 第63回全国児童養護施設長研究協議会（宮城県松島町）

平成22年度家庭福祉対策関係予算概算要求の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

(平成21年度予算額)

(平成22年度概算要求額)

264,745百万円 → 270,430百万円

1. 社会的養護体制の拡充

82,221百万円→84,957百万円

(児童入所施設措置費(82,205百万円)及び児童虐待・DV対策等総合支援事業(2,751百万円)の内数)

(1) 家庭的養護の推進及び入所している子どもへの支援の充実

○小規模グループケアの推進

児童養護施設等において、虐待などにより心に深い傷を持つ子どもに対し、職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供するため、家庭的な環境の中で小規模グループによるケアを行う体制の整備を一層推進する。

645か所 → 703か所

○里親支援機関による里親の支援の推進

里親委託を推進するため、里親制度の普及促進、子どもを受託している里親への支援等の業務を総合的に実施する里親支援機関事業を推進する。

○自立応援(支援)費の創設(新規)

児童養護施設等へ措置されている子どもの自立及び就業支援の一助として、普通自動車運転免許等の取得に係る費用の一部を支弁する。

○家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)の拡充

乳児院において、乳児の家庭復帰や里親委託について保護者との調整等を行うため、非常勤の家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)の配置の拡充を図る。

○乳児院における被虐待児個別対応職員の配置の拡充

乳児院における被虐待経験のある乳幼児の割合が増加していることから、児童養護施設等に配置されている被虐待児個別対応職員について、乳児院において配置の拡充を図る。

○児童養護施設における看護師の配置の拡充

児童養護施設において、日常の投薬管理や健康管理、感染症の予防等医療的ケアが必要な児童に適切に対応するため、看護師の配置の拡充を図る。

(2) 施設退所児童等への支援の充実

○地域生活・自立支援事業（モデル事業）の実施

施設を退所した子ども等が就業や生活に関して気軽に相談できる場の提供や同じ悩みを抱える者同士が集まり情報交換等の活動を行うこと等を支援する地域生活・自立支援事業（モデル事業）を引き続き実施する。

○児童家庭支援センター事業の拡充

地域に密着した虐待・非行などの問題につき、相談・支援を行う児童家庭支援センターの設置を推進するとともに、心理療法担当職員の常勤化を推進する。

○身元保証人確保対策事業の実施

児童養護施設等を退所する子どもやDV被害を受け保護された女性等が、親がいない等により身元保証人を得られず、就職やアパート等の賃借が困難となることのないよう、身元保証人を確保するための事業を引き続き実施する。

(3) 施設整備費の交付対象の拡大

次世代育成支援対策施設整備交付金について、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設の整備のうち、おおむね6名程度の小規模なグループケアを行う場合の整備について加算の対象とする。

(次世代育成支援対策施設整備交付金（5,033百万円）の内数)

「安心こども基金」を活用した社会的養護の拡充（平成21年度補正予算）

○児童養護施設の退所者等の就業支援

職業紹介を行っている企業等に委託して、施設退所者等に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援及び施設退所者等が働きやすい職場の開拓等を行い、退所後の自立支援を推進する。

○児童養護施設等の生活向上のための環境改善

老朽化遊具の更新、食品の安全など安全対策や生活環境の改善のための改修、児童相談体制の整備等を図るとともに、ファミリーホーム、自立援助ホーム、地域小規模児童養護施設等の新規設置を推進する。

○児童養護施設等の職員の資質向上のための研修

児童養護施設等施設職員や児童相談に携わる職員等が資質向上のために参加する研修を推進する。

2. 母子家庭等自立支援対策の推進

174,306百万円→178,022百万円

(1) 母子家庭等の就業支援策等の推進

9,550百万円

○母子家庭等就業・自立支援事業

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供する母子家庭等就業・自立支援事業を推進する。

また、平成22年度においては、平日に加え土日に母子家庭等就業・自立支援センターを開所した場合における加算制度を創設する。

(母子家庭等対策総合支援事業(3,651百万円)の内数)

○母子自立支援プログラム策定等事業

児童扶養手当受給者等の自立・就業支援のために、母子家庭の母の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細かな就業支援等を行うとともに、直ちに就業に移行することが困難な母子家庭の母について、NPO法人等と連携し、ボランティア活動等への参加を促し、就業意欲の醸成等を図る母子自立支援プログラム策定事業を推進する。

また、ハローワークにおいては、「就労支援チーム」の体制、支援機能の向上等により、支援対象者に対する就労支援を一層推進する。

(母子家庭等対策総合支援事業(3,651百万円)の内数)

(ハローワーク分については職業安定局予算に計上)

○高等技能訓練促進費等事業

看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するため2年以上養成機関で修業する場合において、生活費の負担軽減のため高等技能訓練促進費を支給するとともに、入学金の負担を考慮した入学支援修了一時金を支給する。

(母子家庭等対策総合支援事業(3,651百万円)の内数)

○ひとり親家庭対策

平成21年度補正予算による「安心こども基金」の拡充(1,500億円)のうちの「ひとり親家庭等への支援の拡充」を活用して、高等技能訓練促進費の支給期間の延長、ひとり親が職業訓練を受ける際の託児サービスの提供、ひとり親家庭等の在宅就業を積極的に推進する地方公共団体への助成等を実施する。

○有期契約労働者雇用安定化奨励金(仮称)の創設

994百万円

(職業安定局予算に計上)

従前の中小企業雇用安定化奨励金を発展的に解消し、これまでの中小企業事業主に加えて、大企業事業主が就業規則等に有期契約労働者の正社員への転換制度を新たに設け、実際に1人以上正社員に転換させた場合にも、奨励金を支給し、母子家庭の母等を含む有期契約労働者の雇用管理の改善を推進する。(予算額には母子家庭の母等以外の者の分も含む)

○職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援の実施 (職業能力開発局予算に計上)

母子家庭の母等、職業能力開発形成機会に恵まれなかった者を対象に、民間教育機関等における座学と企業内における実習を一体的に組み合わせた実践的な職業訓練等を実施する。

(職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援事業(9,917百万円)の内数)(予算額には母子家庭の母等以外の者の分も含む)

○託児サービスを付加した委託訓練の推進 818百万円
(職業能力開発局予算に計上)

民間教育訓練機関等に委託して行う職業訓練について、母子家庭の母等子どもの保育を必要とする者が職業訓練を受講する際に、併せて託児サービスを提供する。

○母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの実施 147百万円
(職業能力開発局予算に計上)

平成21年度に開発したマニュアル及びカリキュラムに基づき、民間教育訓練機関等において母子家庭の母等の特性に応じた訓練を本格実施する。併せて託児サービスを提供する。

○マザーズハローワーク事業の拡充 2,474百万円
(職業安定局予算に計上)

事業拠点の増設(148か所→198か所)、地域の子育て支援施設等とのネットワーク強化等、マザーズハローワーク事業を拡充する。

○養育費相談支援センター事業 68百万円

養育費相談支援センターにおいて、養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

(2) 母子家庭等の自立を促進するための経済的支援 168,472百万円

○児童扶養手当 162,881百万円

離婚による母子世帯等、父と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、これらの子どもについて手当を支給し、児童福祉の増進を図る。

○母子寡婦福祉貸付金 5,591百万円

母子家庭等の自立を促進するため、母子寡婦福祉貸付金の貸付けによる経済的支援を行う。

また、平成22年度においては、母子家庭の母が高等学校等に通学する際に必要となる費用に対する貸付けを行うことや、公立高校に係る就学支度資金の貸付限度額の引上げを行うことにより、就業・自立を促進する。

3. 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対策等の推進

4,904百万円→5,816百万円

○配偶者からの暴力被害者等への相談、援助等の支援の実施

婦人相談所や婦人保護施設における心理療法担当職員及び同伴児童のケアを行う指導員を配置し、配偶者からの暴力被害者等への支援を実施する。

(婦人施設措置費(2,146百万円)の内数)

(児童虐待・DV対策等総合支援事業(2,751百万円)の内数)

○人身取引被害者支援体制強化のための婦人保護施設の機能の充実(新規)

婦人保護施設において、通訳及びケースワーカー(外国人専門生活支援者)の派遣を外国人支援に実績のある民間団体等に依頼するための経費や医療費を支弁し、人身取引被害者支援体制の強化を図る。

(婦人施設措置費(2,146百万円)の内数)